

キャリアアップ助成金「正社員化コース」の 「賃金増額要件」・「雇用期間要件」について

～変更予定のご案内～

平成30年1月

平成29年度 (現行)			
	有期 → 正規	有期 → 無期	無期 → 正規
転換後の 賃金増額 要件	—	基本給の 5%以上 増額	—
転換前の 雇用期間 要件	6か月以上	6か月以上 4年未満	6か月以上



平成30年度 (変更予定)			
	有期 → 正規	有期 → 無期	無期 → 正規
転換後の 賃金増額 要件	賃金総額の 5%以上増額		
転換前の 雇用期間 要件	6か月以上 <u>3年以下</u>	6か月以上 <u>3年以下</u>	6か月以上

※この内容は、平成30年4月1日以降に転換等した場合に適用される予定です。
 ※平成30年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、
 今後、変更される可能性があることにご注意ください。